

平成 28 年 4 月 6 日
総務・財務委員会

平成 28 年度 事業計画（案）

平成 28 年度の事業計画を実施するにあたり、内航タンカーを取り巻く環境の中で、特に次の動向に留意が必要である。その第 1 は、石油元売会社の経営統合による事業再編、第 2 は、エネルギー供給構造高度化法の石油業界の対応、第 3 は、石化業界の産業競争力強化法の動向、第 4 は、原発再稼働の動き、第 5 は、代替エネルギー、エコカーの進展、少子高齢化等による石油需要の減少、第 6 は、シェールガスの影響、中東・アジアの石化設備向上等が挙げられる。

このような環境にあって、このまま推移した場合、今後も輸送量の減少に伴う収入の減少が懸念される中、高度な品質管理、安全輸送が求められており、さらに、船員の高齢化・不足化、船舶の老齢化の進行、船員費、建造費、安全管理面等の負担増により、厳しい経営環境が続くものと思われる。

そこで、当組合としては、会員各社が厳しい経営環境、課題に対応し、高度な品質管理、安全輸送を実現できるための自助努力をサポートできるよう中期運営指針（平成 28~30 年度）に沿って、本年度事業計画を下記の通り推進し、業界環境の改善がはかられるよう努力していくこととする。

記

1. 環境・安全対策並びに地震・津波対策

- ①石油連盟、石油化学工業協会との連絡会を通して、国交省・荷主業界の理解、支援を得て、安全基準・安全対策等の確立をはかる。
- ②安全輸送にとって重要な安全管理規定及び運輸安全マネジメント制度の運用等、法令遵守の啓蒙活動に努める。
- ③各社の安全輸送、安全荷役の対策に資するため、内航タンカー事故調査を定期的に実施、分析し、原因を究明して安全面の啓蒙活動に努める。

- ④環境・安全規制に関する国際条約（船舶関係の温暖化対策、シップリサイクル条約、マルポール付属書II〔ばら積みの有害液体物資による汚染の規制のための規則〕並びに付属書V〔船舶からの廃棄物による汚染の防止のための規則〕）等に対応するため、国交省・荷主業界に理解・協力を求め、運航に支障が生じないよう努める。
- ⑤安全に関する各種通達の周知徹底をはかり、内航タンカー安全指針、港湾ガイド、有害液体緊急手引き書等は適切に見直しを行う。
- ⑥環境保護、運航効率化をはかるため国交省が推奨している電気推進船やエネルギー効率化船建造の動向、実績等の情報提供に努める。
- ⑦大地震・津波に備えた緊急離桟等、安全対策の情報の共有化をはかり、荷主業界、関係機関に働きかけ、会員各社の対策が充実するように、継続的に対策の検討及び情報収集をはかる。
- ⑧石油燃料の緊急輸送発生時の対応として、原発事故や震災等で国や公共団体より石油燃料緊急輸送の協力要請があった場合は、業界一致して対応する。

2. 船員の高齢化・不足化、船舶の老齢化対策

- ①内航タンカー船員の実態調査を定期的に実施し、経営に資することができる情報提供を行っていくとともに、安全、安定輸送の不安要因である船員の高齢化・不足化の課題について荷主業界、国交省に理解されるよう資料の充実化、広報の強化等をはかる。
- ②特に、危険物輸送である油タンカー、ケミカルタンカー、特殊タンク船の船員不足が懸念され、若年船員の確保、育成は喫緊の課題である。また、同船の乗組員への法令規制も厳しいことから、WG等を設置し総連合会、国交省に船員確保育成制度の拡充、乗組員諸規則の規制緩和等の要望を行う。
- ③「内航タンカー船員の労働環境、荷役作業改善に関するガイドライン」の進捗状況を定期的に検証し、石油連盟、石油化学工業協会との連絡会を通して改善を求めていく。また、より効果的な改善をはかっていくことを目的に、荷主業界と共同WGを設置し、新たなフォローアップ方法を確立し推進する。

④今年度も学校訪問活動を継続し、海上技術学校・短大、水産高校、商船高専、商船系大学、工業高校を訪問、学校との幅広い関係作り、新卒者の採用に向けた環境作りの強化をはかる。

⑤内航タンカー一船腹の実態調査及び船齢別設備トラブル発生状況調査を定期的に実施し、経営に資することができる情報提供を行っていくとともに、安全、安定輸送の不安要因である船舶の老齢化の課題について荷主業界、国交省に理解されるよう資料の充実化、広報の強化等をはかり、代替建造の促進に理解、協力を求める。

⑥上記対策に加え、イ) 各運輸局の船員対策協議会や就業フェアへの積極的な参加の呼びかけ、ロ) 海技教育機構を始めとする各種学校との意見交換会への積極的な参加の呼びかけ、ハ) 6級海技士（甲板・機関）の応募等の呼びかけを行う。

3. カボタージュ制度堅持への対応

①平成24年4月、閣議決定された平成25~29年の海洋基本計画に、内航海運の基盤であるカボタージュ制度が明記されており、今後とも、グローバルスタンダードである同制度の堅持は国策上必要であり、内航海運存立の基盤となっている。このような観点から、同制度緩和要望に対しては、総連合会と連携し、断固反対する。

4. 市況改善への環境づくり

①下請法や独禁法の特殊指定に基づく公正な取引に向けた啓蒙活動を行う。

②石油連盟、石油化学工業協会との連絡会は、今期も開催を求めていく。連絡会は、定例的な対応とならないよう、さらに活性化、充実化をはかる。
即ち、輸送量が減少する一方で、品質管理、安全輸送のより一層の高度化が要請されるとともに、船員費、建造価格、安全管理面等の負担が増大する中、当連絡会においては、今後の安全かつ安定的な運航に必要なコスト及び負担増について、荷主業界、国交省の的確な理解、対応を求める。

③各社の経営に資するため、内航タンカーの船種別、船型別輸送実績、荷主業界の動向等に関する調査を行い、情報提供に努める。

④会員各社の経営に役立つセミナー、懇話会等を適宜開催する。

5. 暫定措置事業等、総連合会事業の円滑な運営への対応

①暫定措置事業の資金管理、収支状況等については、組合員に適切な情報提供に努める。

②平成 28 年度以降の建造納付金等の基本規定並びに実施細則が決定した。事業終結までの道筋が示されたが、過渡期の諸問題に対応するため、事務手続きのサービスの向上に努める。

③総連合会が行う、共同事業等については、協調し適切に対応する。

6. 組合運営の効率化とサービスの向上

①会員数、船腹量の動向等、諸状況を見極めつつ、一層の効率的な組合運営に努め、組合収支の改善に努める。

②組合員のニーズに基づく情報、資料等の適切な提供、各種手続きの相談、各会議、委員会の円滑な運営等、サービスの向上に努める。このため、組合員の IT 化促進については、引き続き協力をお願いする。

③当組合のホームページの充実をはかり、情報の提供と内航タンカーの広報に努める。